平成２９年（フ）第８４７号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4362番地１
ミルクハウス壱番館105
債務者　島田　裕史
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９３０号
埼玉県久喜市栗橋東３丁目２番15―４号
債務者　萩原　智基
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９３１号
埼玉県久喜市栗橋東３丁目２番15―４号
債務者　萩原美智子
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
埼玉県本庄市小島２丁目９番11号
債務者　齊藤　智弘
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７４１号
千葉市花見川区検見川町１丁目105番地６
エステートエスペランサ303号
債務者　刈間　俊輔
１　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７４５号
千葉市中央区村田町789番地１　メゾンプレミールⅡ101号
債務者　白鳥　宣子
１　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７５３号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目４番地10
フラワーヒルズ107号
債務者　坂上　勝則
１　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７６５号
千葉県市川市福栄１丁目18番20―703号（市川行徳住宅）
債務者　竹島　美香
１　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７８２号
千葉市緑区あすみが丘７丁目23番地３　ヒルズフラット204号
債務者　山岸　弘二
１　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８０２号
千葉県八千代市萱田町942番地　リバーハイツ104号
債務者　井上　正明
１　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８０４号
千葉県船橋市八木が谷４丁目15番６棟301号
債務者　松田　美紀
１　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３０４号
川崎市川崎区日進町24番地３　ジュエル川崎103
債務者　長田　忠良
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３３４号
川崎市宮前区平１丁目10番19号
債務者　山田　明美
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５５号
川崎市中原区田尻町29番地１　ライオンズプラザ平間　705
債務者　安井　茂美
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６２号
川崎市川崎区元木２丁目４番15―111号　ＮＩＣハイム川崎八丁畷
債務者　小野受美（旧姓寺田）こと　李　受美
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７４号
川崎市麻生区黒川579番地１　グリーンハイツ　206
債務者　宮坂　伸夫
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８１号
川崎市高津区子母口346番地　ユーハイツ201、前住所川崎市高津区明津146番地　リバーサイド吉田　103
債務者　小堤　春江（旧姓下妻）
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係